札幌市中央区民センターの管理に関する協定書の改定協定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号）第13条第１項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と一般社団法人札幌市区民センター運営委員会（以下「乙」という。）において令和５年３月10日付け（直近改定：令和７年２月３日付け）で締結した札幌市中央区民センターの管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第39条及び原協定書別記３賃金スライド条項第７条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第１条　原協定書第18条第３項の表を以下に改める。

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
－	107,000円	906,000円	０円	０円

第２条　この協定は、令和７年10月１日から適用するものとする。

この改定協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を所持する。

令和７年９月24日

（甲）　札幌市中央区北１条西２丁目
札　幌　市
代表者　市長　　秋　元　克　広

（乙）　札幌市中央区南３条西11丁目1001番
一般社団法人札幌市区民センター運営
代表者　委員長　　山　内　睦　[redacted]